

令和6年12月20日開議

✱✱

令和 6 年 第 4 回

杵築市議会定例会追加議案

[illegible]

目 次

議案第 89 号	令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 9 号）	－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 90 号	令和 6 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ －
議案第 91 号	令和 6 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
議案第 92 号	令和 6 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	－ 補 正 予 算 書 13 ペ ー ジ －
議案第 93 号	杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
議案第 94 号	杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －
議案第 95 号	杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
報告第 26 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 16 ペ ー ジ －

議案第 93 号

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成17年杵築市条例第35号)の一部を次のように改正す
る。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」
に改める。

第2条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」
に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定
は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市議会議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。
)第6条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、改正前
の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規
定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定
による期末手当の内払とみなす。

議案第 9 4 号

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年
杵築市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改
める。

第2条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第5条中「100分の175」を「100分の172.5」
に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定
は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市特別職の職員の給与等
に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条の規
定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前
の杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 9 5 号

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい
て

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 杵築市職員の給与に関する条例（平成 17 年杵築市条例
第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の
127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」
を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を
「100 分の 71.25」に改める。

第 27 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「10
0 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.
75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再	1	184,200	230,900	262,300	288,400	311,000	336,300	374,800
	2	185,300	232,400	263,300	290,000	312,700	338,200	377,400
	3	186,500	233,900	264,300	291,500	314,400	340,000	379,700
	4	187,600	235,400	265,300	293,000	315,900	341,800	381,900

任用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5	188,700	236,900	266,300	294,500	317,300	343,500	383,800
	6	190,400	238,400	267,300	296,000	318,600	345,200	386,100
	7	192,000	239,900	268,300	297,400	319,900	346,800	388,200
	8	193,600	241,400	269,300	298,700	321,200	348,500	390,300
	9	195,200	242,900	270,300	299,900	322,500	350,100	392,300
	10	196,900	244,300	271,300	301,400	324,300	351,800	394,600
	11	198,500	245,700	272,300	302,900	326,100	353,400	396,800
	12	200,100	247,100	273,300	304,300	327,800	355,000	399,000
	13	201,800	248,300	274,300	305,700	329,500	356,500	401,200
	14	203,500	249,500	275,300	306,800	331,200	358,200	403,500
	15	205,200	250,700	276,300	307,800	332,900	359,800	405,700
	16	206,900	251,900	277,400	309,100	334,600	361,400	408,000
	17	208,200	253,000	278,400	310,300	336,300	363,100	409,800
	18	209,800	254,100	279,700	311,900	338,000	364,900	411,700
	19	211,400	255,300	281,000	313,500	339,700	366,400	413,600
	20	212,900	256,400	282,300	315,100	341,300	368,000	415,400
	21	214,400	257,400	283,600	316,600	342,800	369,400	417,300
	22	216,000	258,400	284,900	318,200	344,400	371,000	419,100
	23	217,600	259,400	286,100	319,800	346,000	372,600	420,900
	24	219,200	260,400	287,300	321,400	347,500	374,100	422,700
	25	220,800	261,400	288,400	322,900	348,900	376,000	424,300
	26	222,500	262,300	289,600	324,600	350,600	377,900	425,800
	27	223,800	263,200	290,900	326,200	352,200	379,800	427,300
	28	225,100	264,100	292,200	327,800	353,800	381,600	428,800
	29	226,400	264,900	293,500	329,200	355,000	383,100	430,300
	30	227,500	265,700	294,500	330,900	356,500	384,900	431,600
	31	228,700	266,500	295,500	332,600	358,000	386,600	432,900

32	229, 800	267, 300	296, 600	334, 200	359, 500	388, 200	434, 100
33	230, 900	268, 000	297, 700	335, 400	361, 200	390, 000	435, 300
34	232, 000	268, 800	298, 900	337, 400	363, 100	391, 400	436, 600
35	233, 100	269, 600	300, 000	339, 100	364, 800	392, 800	437, 900
36	234, 200	270, 300	301, 200	340, 700	366, 500	394, 200	439, 100
37	235, 300	271, 000	302, 400	342, 200	367, 900	395, 600	440, 300
38	236, 300	271, 800	303, 700	343, 800	369, 200	396, 800	441, 100
39	237, 300	272, 600	305, 000	345, 400	370, 400	398, 000	441, 900
40	238, 200	273, 300	306, 300	347, 000	371, 800	399, 000	442, 700
41	239, 100	274, 000	307, 600	348, 700	372, 900	400, 100	443, 400
42	240, 000	274, 800	309, 000	350, 500	373, 800	401, 300	444, 000
43	240, 800	275, 600	310, 300	352, 300	374, 800	402, 400	444, 600
44	241, 600	276, 300	311, 600	354, 100	375, 900	403, 500	445, 200
45	242, 300	277, 000	312, 900	355, 600	376, 700	404, 200	445, 900
46	242, 900	277, 700	314, 200	357, 000	377, 600	404, 900	446, 700
47	243, 500	278, 400	315, 500	358, 400	378, 500	405, 600	447, 100
48	244, 100	279, 100	316, 600	359, 800	379, 300	406, 300	447, 800
49	244, 700	279, 800	317, 500	361, 300	380, 100	406, 900	448, 300
50	245, 300	280, 500	318, 800	362, 100	380, 900	407, 500	448, 700
51	245, 900	281, 200	320, 100	363, 200	381, 700	408, 000	449, 100
52	246, 400	282, 000	321, 400	364, 200	382, 400	408, 400	449, 500
53	246, 900	282, 600	322, 600	365, 100	383, 100	408, 800	449, 900
54	247, 300	283, 300	323, 900	366, 200	383, 800	409, 000	450, 300
55	247, 600	283, 900	325, 100	367, 100	384, 500	409, 300	450, 700
56	247, 900	284, 600	326, 300	368, 100	385, 200	409, 600	451, 000
57	248, 200	285, 200	327, 600	369, 000	385, 700	409, 900	451, 300
58	248, 500	285, 900	328, 700	369, 700	386, 300	410, 200	451, 700

59	248, 800	286, 500	329, 800	370, 400	386, 900	410, 500	452, 000
60	249, 100	287, 200	330, 900	371, 000	387, 600	410, 800	452, 300
61	249, 400	287, 800	331, 600	371, 400	388, 000	411, 000	452, 600
62	249, 700	288, 500	332, 500	372, 000	388, 600	411, 300	
63	250, 000	289, 100	333, 200	372, 700	389, 300	411, 600	
64	250, 300	289, 600	334, 000	373, 400	389, 800	411, 900	
65	250, 600	290, 100	334, 800	373, 700	390, 200	412, 100	
66	250, 900	290, 700	335, 200	374, 400	390, 800	412, 400	
67	251, 200	291, 200	335, 900	375, 100	391, 400	412, 700	
68	251, 500	291, 800	336, 600	375, 700	391, 900	413, 000	
69	251, 800	292, 300	337, 400	376, 000	392, 300	413, 200	
70	252, 100	292, 800	338, 100	376, 500	392, 800	413, 500	
71	252, 400	293, 400	338, 800	377, 100	393, 300	413, 800	
72	252, 700	294, 000	339, 400	377, 700	393, 900	414, 000	
73	253, 000	294, 500	339, 900	378, 000	394, 200	414, 200	
74	253, 300	295, 000	340, 500	378, 600	394, 600	414, 500	
75	253, 600	295, 400	341, 000	379, 300	395, 000	414, 800	
76	253, 900	295, 700	341, 600	379, 900	395, 400	415, 000	
77	254, 200	295, 900	341, 900	380, 300	395, 700	415, 200	
78	254, 500	296, 200	342, 400	380, 800	396, 000	415, 500	
79	254, 800	296, 400	342, 800	381, 400	396, 300	415, 800	
80	255, 200	296, 700	343, 200	381, 900	396, 500	416, 100	
81	255, 500	296, 900	343, 600	382, 400	396, 700	416, 300	
82	255, 800	297, 100	344, 100	383, 000	397, 000	416, 600	
83	256, 100	297, 400	344, 600	383, 500	397, 300	416, 900	
84	256, 400	297, 600	345, 100	383, 800	397, 500	417, 100	
85	256, 700	297, 900	345, 400	384, 200	397, 700	417, 300	

86	257, 000	298, 200	345, 800	384, 700	398, 000		
87	257, 300	298, 500	346, 200	385, 100	398, 300		
88	257, 600	298, 800	346, 600	385, 500	398, 500		
89	257, 900	299, 100	346, 900	385, 900	398, 700		
90	258, 200	299, 400	347, 300	386, 400	399, 000		
91	258, 500	299, 700	347, 700	386, 800	399, 300		
92	258, 800	300, 100	348, 100	387, 200	399, 500		
93	259, 100	300, 300	348, 300	387, 500	399, 700		
94		300, 500	348, 700	388, 000	400, 000		
95		300, 800	349, 100	388, 400	400, 300		
96		301, 200	349, 500	388, 800	400, 500		
97		301, 400	349, 700	389, 100	400, 700		
98		301, 700	350, 100	389, 700			
99		302, 100	350, 500	390, 100			
100		302, 500	350, 800	390, 500			
101		302, 700	351, 100	390, 800			
102		303, 000	351, 500				
103		303, 300	351, 900				
104		303, 600	352, 300				
105		303, 800	352, 800				
106		304, 100	353, 200				
107		304, 400	353, 600				
108		304, 700	354, 000				
109		304, 900	354, 500				
110		305, 300	354, 900				
111		305, 700	355, 200				
112		306, 000	355, 500				

	113		306, 200	356, 000				
	114		306, 400					
	115		306, 700					
	116		307, 100					
	117		307, 300					
	118		307, 500					
	119		307, 800					
	120		308, 100					
	121		308, 500					
	122		308, 800					
	123		309, 100					
	124		309, 400					
	125		309, 700					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 700	220, 300	261, 000	280, 700	296, 000	321, 800	364, 100

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に

適用する。

第2条 杵築市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	393,500
2	441,600
3	493,800
4	557,100
5	636,400
6	742,800
7	867,200

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	184,200	230,900	262,300

第10条第2項中「100分の122.5」を「100分の

「127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和6年4月1日から適用し、改正後の給与条例第24条第2項、第3項及び第27条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の杵築市職員の給与に関する条例又は改正前の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 20 日提出

杵築市長 永 松 悟

專決処分書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月4日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方

- 2 事故発生年月日 令和6年10月22日

- 3 事故発生場所 杵築市山香町大字内河野
市道 佐田線

- #### 4 事故原因・状況

上記の道路で、相手方車両が走行中、対向車をよけた際、道路側溝から溢れた濁水によって道路が冠水し、側溝との境が確認できないまま走行したため、左前輪を脱輪し、左前輪周辺及びバンパーを損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料532,318円及び代車代110,880円を支払う。

